

「インボイス制度開始に伴い留意すべき事項」

1. インボイスの交付対象時期

令和5年10月1日（日）よりインボイス制度が開始されるため、以降の取引から交付義務が生じます。

ただし、9月30日以前に販売したモノ又はサービスの提供に対して10月1日以降に発行する請求書に関しては、従来どおりの請求書を発行しても問題ありません。

2. 10月1日までに登録番号の通知がきていない場合

(1) 売手側の対応

①～③のいずれかの方法により対応します。

① 事前にインボイスの交付が遅れる事を伝え、通知後に交付

② 通知を受けるまでは今迄の請求書を交付し、通知後に番号を入れた請求書を再交付

③ 通知後にインボイスに不足する登録番号を書類やメール等で周知

※ 小売店等で後ほど交付することが困難な場合は店頭やホームページに遅れる旨を周知し、登録番号発行後に店頭にて登録番号を記載した紙を交付、又はホームページ等に掲載し印刷してもらいます。

(2) 買い手側の対応

売手側から登録番号のお知らせが届かない場合でも、事前に売手側が登録番号を取得することが確認できた場合は、仕入の消費税を引くことが可能です。

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを請求書と一緒に保存します。

※ 交付や保存等ができなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整する必要があります。

3. 受領したインボイスの登録番号が正しいかどうかの確認

受領する度に確認する必要はなく、取引先の規模や関係性、継続性などの要素を総合的に考慮してその頻度を決めてください。（例）：新規取引→都度確認 継続取引→決めた間隔で確認
間違いがあった場合は取引先に再発行依頼をします。

4. 売手側が振込手数料を負担した場合

インボイス発行事業者が国内の課税の売上について、返品や値引き、割戻しなどを行った場合に、その金額が税込1万円未満である場合、返還インボイスの交付義務が免除されます。

ただし、経理処理としては科目を「支払手数料」としても、税区分を「売上返還等」としなければ、この手数料負担分の消費税の控除を受ける場合、インボイスが必要となるので注意が必要です。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下の事業に関しては、上記経理処理は不要です。

〔令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、税込1万円未満の課税仕入れについては帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となるため〕